鳥取県サイクリスト受入環境整備補助金交付要綱

（趣 旨）

第１条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、鳥取県サイクリスト受入環境整備補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条 本補助金は、鳥取うみなみロードにおけるサイクリスト受入拠点となるゲートウェイの整備を支援し、サイクリストの受入環境の向上を図ることで県外サイクリスト等の誘客・リピーター確保など、本県のサイクルツーリズムの推進に資することを目的として交付する。

（定義）

第３条　ゲートウェイとは、鳥取うみなみロード沿線にある主要アクセスポイント（空港、鉄道駅、道の駅等）に、次の全ての機能を備えている施設をいう。

（１）レンタサイクル又はシェアサイクルが利用可能なこと

（２）サイクリングに必要な情報（ルートマップ、宿泊施設、サイクルステーション、見所、食事、緊急サポート等）が入手可能なこと

（３）サイクリングに必要な物品（タイヤチューブ、パーツ、携行食等）が購入可能なこと

（４）手荷物用のロッカー、着替えスペースが完備されていること

（５）空気入れ等の出発前の準備・調整に必要な工具の貸出があること

（６）ゲートウェイとルートの間のアクセスルートが整備されており、そのアクセス方法もわかりやすく案内されていること

（補助金の交付）

第４条 県は、第２条の目的の達成に資するため、別表の第１欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第２欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２ 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第３欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から当該補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に同表の第４欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表の第５欄に定める額を限度とする。

３ なお、鳥取県産業振興条例（平成２３年鳥取県条例第６８号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請）

第５条 本補助金の交付申請は、原則として、事業実施の２０日前までに行わなければならない。

２ 規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

３　本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が５パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第２条第７項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第６条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から３０日以内に行うものとする。

２ 本補助金の交付決定通知は、様式第３号によるものとする。

３　知事は、前条第３項の規定による申請を受けたときは、第４条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第７条 規則第１２条第１項の知事が別に定める変更は、別表の第６欄に定めるもの以外の変更とする。

２ 前条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第８条 規則第１７条第１項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（１）規則第１７条第１項第１号又は第２号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から２０日を経過する日

（２）規則第１７条第１項第３号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の４月２０日

２ 規則第１７号第１項の報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

３　本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

４　補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第４号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第９条　規則第２５条第２項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

２　規則第２５条第２項第４号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（１）取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具

（２）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして輝く鳥取創造本部長が別に定めるもの

３　第６条第１項の規定は、規則第２５条第２項の承認について準用する。

（財産の処分に係る補助金の返還）

第１０条　補助事業者が規則第 25 条第２項の規定に基づき、知事の承認を得て財産の処分をする場合において、知事が補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分することにより得る収入の全部又は一部に相当する額及び補助金額の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

第１１条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附 則

１　この要綱は、令和８年 11 月６日から施行する。

２　鳥取うみなみロードにおけるゲートウェイ整備促進事業補助金交付要綱（令和５年 11 月 17 日付第 202300207382 号鳥取県輝く鳥取創造本部長通知）は、廃止する。

別表（第４条、第７条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 重要な変更
ゲートウェイ整備事業	県内市町村及び民間事業者・団体等 ※ただし、次に掲げる要件の全てを満たす者に限る。 ・レンタサイクル又はシェアサイクルのサービスを提供している、又は提供する予定であること。 ・整備拠点とルートを結ぶアクセスルートについて、各道路管理者との事前協議を行っていること。	（１）必須機能の整備に係る経費 ア　情報提供（ルートマップ、宿泊施設等）に必要な設備・備品等の購入費 イ　パーツ・携行食等の物品の販売に必要な設備・備品等の購入費 ウ　手荷物用ロッカー、着替えスペース等の整備に必要な設備・備品等の購入費 エ　空気入れ、工具等の出発前の準備・調整に必要な設備・備品等の購入費 オ　アクセスルートの案内看板、誘導サイン等の整備に必要な設備・備品等の購入費 カ　アからオまでの整備に係る委託料、工事請負費及びその他必要な経費	10／10	500千円	（１）本補助金の増額を伴うもの （２）交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
		（２）推奨機能の整備に係る経費 ア　シャワー等の整備に必要な設備・備品等の購入費 イ　自転車を組み立てるための屋内又は屋根のあるスペースの整備に必要な設備・備品等の購入費 ウ　鉄道、バス等による輪行、航空機による輪行のための専用ボックスの提供・保管、自転車託送等のサービス提供に必要な設備・備品等の購入費 エ　整備拠点と宿泊施設等との間における自転車又は荷物の託送サービスの提供に必要な設備・備品等の購入費 オ　アからエまでの整備に係る委託料、工事請負費及びその他必要な経費 （３）その他知事が必要と認めた経費	１／２	500千円	

様式第１号（第５条、第８条関係）

○○年度鳥取県サイクリスト受入環境整備計画（報告）書

１　申請者

申請者団体名及び代表者名	
担当者名	
連絡先（電話番号）	

２　事業の概要

１　事業目的

２　事業計画の内容
※鳥取うみなみロードにおけるゲートウェイとしてどのような機能・施設を整備する予定か具体的に記載すること。
※想定される利用者（当該施設までの交通手段等）を記載すること。

３　実施場所

４　実施期間

５　その他参考となる事項

６　他の補助金の活用の有無（有・無）
※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

７　消費税の取り扱い
いずれか一つを選択して○をしてください。
（　）①免税事業者
（　）②簡易課税事業者（確定申告月：　　月申告）
（　）③特定収入割合が５％超の公益法人等
（　）④上記３のいずれでもない

【補助対象経費における消費税の取り扱い】
①、②、③の場合：消費税額を補助対象経費に含めて補助金算定基準額を算定する。
④の場合：消費税額を補助対象経費に含めないで補助金算定基準額を算定する。

【添付（追加提出）資料】
①の場合
補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び決算書等、免税事業者であることを確認できる資料。
②の場合
補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
※確定申告が当該補助金の交付申請日以降の場合は、確定申告後、速やかに提出すること。
③の場合
特定収入の割合を確認できる資料。

８　その他

※補助対象経費の詳細が分かる資料について、事業計画書には以下の①～③を添付し、事業報告書には④～⑤を添付し提出すること。

①整備をしようとする施設の図面及び位置図
②補助対象経費の算定根拠（見積書、明細書等）
③アクセスルート（案）の地図
④整備した施設の工事前及び工事完了写真
⑤代金を支出したことが分かる領収書の写し

様式第２号（第５条、第８条関係）

○○年度鳥取県サイクリスト受入環境整備収支予算（決算）書

１　収　　入

（単位：円）

区　　分	本年度予算額 A	前年度予算額 （本年度決算額） B	増　　減 A－B	摘　　要
補 助 金				鳥取県 ○○○○
計				

２　支　　出

（単位：円）

区　　分	本年度予算額 A	前年度予算額 （本年度決算額） B	増　　減 A－B	摘　　要
計				

様式第３号（第６条関係）

年　　月　　日

様

職　氏　名　　印

◯◯年度鳥取県サイクリスト受入環境整備補助金交付決定通知書

年　　月　　日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県サイクリスト受入環境整備補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業

本補助金の補助事業は、申請書に記載されているとおりとする。

２　交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（１）算定基準額　金　　円

（２）交付決定額　金　　円

３　経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

４　交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県サイクリスト受入環境整備補助金交付要綱（令和８年月日付第号鳥取県輝く鳥取創造本部長通知。以下「要綱」という。）第４条第２項の規定を適用して算定した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

５　補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

鳥取県知事　様

住　所
申請者　氏　名
（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

○○年度○○○○事業仕入控除税額確定報告書

　　年　　月　　日　　第　　号により交付決定のあった○○補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

１　交付された補助金等の額の確定額
金　　，　　円

２　消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金　　，　　円

３　補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金　　，　　円

４　補助金返還額（２から３の額を差し引いた額）
金　　，　　円

５　添付資料
（１）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
（２）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
（３）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第４号　別紙（第８条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

１　法人名
２　法人住所
３　代表者職氏名
４　補助事業名
５　補助金額
６　当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
７　６の計算方法や積算の内訳

（１）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区　　分		課税仕入れ	課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分	非課税仕入れ	合計
経費の内訳	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○

（２）課税売上割合　○○％

（３）補助金に係る仕入控除税額の計算方法